

答申第18号
平成10年10月21日

兵庫県知事 貝原俊民様

公文書公開審査会
会長 西山 要

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定
について（答申）

平成10年4月24日付諮問9号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

職員の勤務状況報告書（平成9年11月17日分）

(別紙)

答 申

第 1 審査会の結論

職員の勤務状況報告書(平成9年11月17日分)に係る部分公開の決定は、妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、職員の勤務状況報告書(平成9年11月17日分。以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、実施機関が平成10年3月10日付けで行った部分公開の決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭での意見において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

実施機関は、本件処分の根拠を、公文書の公開等に関する条例(昭和61年兵庫県条例第3号。以下「条例」という。)第8条第1号に該当することとし、その理由を「個人の社会的生活、私生活等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものが記録されているため」としているが、次の理由により、これは本件処分の根拠及び理由とはならない。

- (1) 県職員労働組合は、平成9年11月17日に争議行為を行った(以下「本件争議行為」という。)が、地方公務員が争議行為を行うことは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第37条において明確に禁止されている。それにもかかわらず、本件処分においては、その参加者氏名を非公開としている。勤務時間中に不法行為を行った者のプライバシーを保護して名前を公表しないということは納得できない。
- (2) 実施機関の本件処分の非公開理由は、県職員が不法行為をしたという視点が欠けている。本件処分では、本件争議行為参加者が非公開とされており、これでは県民が意識的に損害を与えられた不法行為者の行動を確認できない。法を破ってまで自分たちの権利を主張し、責任は自分たちの都合のいいところだけをつなぎ合わせたような法の論理で回避するのは、公僕の特権であり、実施機関の行った本件処分は身びいきもいいところである。

第 3 実施機関の説明要旨

実施機関が非公開理由説明書、その他の関係書類及び口頭での意見において述べている説明は、次のように要約される。

1 本件公文書について

本件公文書は、本件争議行為に関して、本件争議行為当日の職員の出勤状況等を把握するとともに、本件争議行為に参加した者の状況を確認するという人事上の目的に

より、該当する各所属長において作成され、人事主管課である総務部人事課に提出された報告書である。

2 条例第8条第1号の該当性について

(1) 条例第8条第1号は、「個人の思想、宗教、健康状態、病歴、住所、家族関係、資格、学歴、職歴、所属団体、所得、資産等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができると規定しており、これは個人の人格的利益の保護を目的とした趣旨と解される。また、条例第3条第3項は実施機関の責務として、「実施機関は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものを公にしないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定していることから、条例第8条第1号の規定は、原則公開を趣旨とする条例においても、個人の人格的利益の保護の観点から、このような情報については、これを非公開とすべきことを定めたものと解される。

なお、条例第8条第1号に規定する「通常他人に知られたくないと認められるもの」とは、特定の個人の主観的判断のいかんを問わず、社会通念に照らして判断すると他人に知られたくないと思うことが通常であると認められる情報をいうものとされている。

(2) 本件公文書には、所属職員の職名、氏名等とともに、平成9年11月17日における職員個人の出勤状況や休暇、欠勤等の勤務状況並びに欠勤等の時間、遅参・欠勤等の理由等が記録されており、これらは、当該個人の私生活、健康状態等に関する情報である。

また、本件公文書には、職員コードが記録されており、これは給与の支給等の事務処理上各職員に付されたものであり、当該職員の社会的生活に関する情報である。

したがって、本件公文書において、非公開とした情報については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであることから、条例第8条第1号に該当する。

第4 審査会の判断

1 基本的な考え方について

条例が、いわゆる情報公開条例として、公文書の公開制度について原則公開の精神に則っていることは、条例第1条の目的、第3条第1項の実施機関の責務、第9条の部分公開の各規定に照らして明らかである。

一方、個人及び法人等の私的な権利・利益や社会公共の公的な利益を保護する必要性から、条例第8条各号に規定するように、例外的に個々の公文書公開請求に対して、非公開とすることがあり得ることも否定できない。特に、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものを公開することによって侵害される人格的利益は、個人の尊厳に直接かかわる権利であり、一旦侵害されると事後的に回復が困難であるところから、条例第3条第3項に

規定するように、その保護に最大限の配慮をしなければならないことはいうまでもない。

2 本件公文書の概要及び性格について

実施機関は、本件争議行為に関して、本件争議行為当日の職員の出勤状況等を把握するとともに、本件争議行為に参加した職員の状況を確認するため、各部局に対して、本件争議行為当日の職員の勤務状況について、報告書の提出を求めていたところ、本件公文書は、これにより各所属から各部局を通じて、人事主管課である総務部人事課に提出された報告書のうち、本件争議行為に参加が現認された職員があった90所属に係るもの90件である。

本件公文書には、本件争議行為の月日のほか 所属長の職氏名及び印、 調査者の職氏名及び印、 所属コード、 所属職員の職名及び氏名、 職員コード、 所属職員個人ごとの本件争議行為当日の出勤や休暇、休職、欠勤等の状況、 本件争議行為の参加が現認できた職員の本件争議行為における行動の内容及び参加等の時間に関する情報が記録されている。

なお、本件処分により非公開とされた情報は、 の情報、 の情報及び の情報であり、これら以外の所属職員の氏名等の情報については、公開されている。

3 条例第8条第1号の該当性について

(1) 条例第8条第1号は、「個人の思想、宗教、健康状態、病歴、住所、家族関係、資格、学歴、職歴、所属団体、所得、資産等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができると規定しており、これは個人の人格的利益の保護を目的とした趣旨と解される。

また、条例第3条第3項は、実施機関の責務として、「実施機関は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものを公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

したがって、条例第8条第1号の規定は、原則公開を趣旨とする条例においても、個人の人格的利益の保護の観点から、このような情報については、これを非公開とすべきことを定めたものと解される。

(2) そこで、本件処分により非公開とされた情報について検討する。

異議申立人が不服としているところは、本件争議行為が違法であることから、本件争議行為に参加した職員の氏名を明らかにすべきものと思料されるが、条例上の公開・非公開の判断は、飽くまで、条例第8条各号の規定に照らして判断されるべきものであり、争議行為が違法であるとの一事をもって、いかなる場合においても個人の人格的利益が無視されてもよいということにはならないのである。

本件争議行為は、県職員労働組合が、人事院勧告の不完全実施に対する抗議を目的とする全国統一行動として、早朝29分（午前8時45分から同9時14分まで）を目

途に、勤務時間内に及ぶ職場集会を行ったものであり、本件公文書は、本件争議行為当日の職員の勤務状況を把握するとともに、本件争議行為に参加した職員の状況を確認するために作成されたものである。

このため、本件公文書には、職員個々の出勤、休暇、休職、欠勤等の状況とともに、争議行為の参加を現認できた職員のその参加等の時間及び本件争議行為における行動内容等個人に関する情報が記録されているが、これらは、特定の団体が、一定の目的をもって行った本件争議行為への個々の職員の参加の有無とともに、職員個々の当該団体への所属の有無や本件争議行為における役割等の関係、さらに、本件争議行為に関する職員の具体的な行動状況に関するものであり、個人の社会的生活及び内心の秘密に関する情報に該当すると認められる。

さらに、休暇、休職、欠勤等の状況に関しては、休暇、休職、欠勤等の種別ごとに、また、遅参・欠勤については、その理由とともに記録されており、これらは、当該個人の私生活、健康状態等に関する情報にも該当するものであると認められる。また、職員コードについては、給与の支払等の事務処理上各職員に付されたものであり、これは、個人の社会的生活に関する情報であると認められる。

以上、認定された個人情報、いずれも個人の尊厳にかかわる人格的利益であって、その保護は最大限にこれをなすべきものと考えるのが相当である。

したがって、本件処分により非公開とされた情報は、いずれも、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第8条第1号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
10 . 4 . 24	・ 諮問書の受理
10 . 5 . 22	・ 実施機関の非公開理由説明書の受理
10 . 6 . 1	・ 異議申立人の意見書の受理
10 . 6 . 23 (第85回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
10 . 7 . 15 (第86回審査会)	・ 異議申立人の意見を聴取 ・ 審議
10 . 8 . 25 (第87回審査会)	・ 審議